

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、2011（平成23）年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。

2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの第2期中期目標期間においては、県立総合医療センターでは、高度急性期病院として、高い専門性を有する内科系・外科系医師等の複数の診療科間のチーム医療を充実させ、臓器や疾患別に高度専門医療を効率的・効果的に提供できる体制などを整備し、県民に高度専門医療、安心・安全なチーム医療を提供しており、また、県立こころの医療センターにおいては、先進的な治療法を活用した診療体制を確立するとともに、児童相談所等の関係機関を継続して支援する等、地域医療の向上にも取り組むなど、両病院とも、それぞれその役割を果たしてきた。

一方、医療を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行による人口・世帯構造の変化や、生活習慣病、認知症の増加などの疾病構造の変化、また、医療技術の進歩や情報化の進展など大きく変化しており、医療需要も年々高度化・多様化している。

こうした中、近年では、医師をはじめとする医療従事者の確保や、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築等が大きな課題となっているほか、地震や大雨など、全国的に大規模な災害が発生する中、災害時の医療体制の強化等も課題のひとつとなっている。

2019（平成31）年度から始まる第3期中期目標期間においては、第7次山口県保健医療計画を踏まえ、地域の医療機関等との相互連携を更に強化して、医療機能の分化・連携等の課題に的確に対応しながら、引き続き、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療や、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療など、県立病院が推進すべき医療を、経営基盤の強化を図りながら継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待する。

第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院として対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を医療需要の変化にも応じて、継続的、安定的に県民に提供すること。

(1) 県立病院として対応すべき医療の充実

高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。

ア 県立総合医療センター

総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、次の医療を提供すること。

(ア) 救急医療

救命救急センターとして、24時間体制の高度な救急医療を提供すること。

(イ) 周産期医療

総合周産期母子医療センターとして、地域の医療機関等との連携を図るとともに、リスクの高い妊婦や新生児に対する高度な医療を提供すること。

(ウ) へき地医療

へき地医療拠点病院として、代診医派遣や巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、へき地医療を担う医療従事者を確保するため、総合診療専門医育成を支援すること。

(エ) 災害医療

基幹災害拠点病院として、重篤患者等に対し、迅速かつ的確に医療を提供するとともに、災害発生時には、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣できる体制を確保すること。

(オ) 感染症医療

新興・広域感染症発生時においては、第一種・第二種感染症指定医療機関として、病床や医療を提供すること。

(カ) がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病医療

地域の医療機関との役割分担と連携により高度急性期・専門医療を提供すること。

また、がんについては、手術療法や、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療や緩和ケアを提供するとともに、地域が

ん診療連携拠点病院としての役割を果たすこと。

イ 県立こころの医療センター

精神科医療における本県の基幹病院として、多様な精神疾患ごとに患者本位の医療を次のとおり提供し、早期の症状改善と社会機能の回復を促進すること。

(ア) 精神科救急・急性期医療

救急・急性期患者の受入体制を確保するとともに、難治性・重症患者に対する専門医療を提供すること。

(イ) 児童・思春期精神医療

児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を提供するとともに、児童相談所等の関係機関との連携を図ること。

(ウ) 認知症・高次脳機能障害医療

認知症疾患医療センターとして、専門医療を提供し、認知症の鑑別診断、専門医療相談などを実施するとともに、高次脳機能障害支援センターとして、保健・医療・福祉機関等と連携を図りながら地域ネットワークの構築や専門医療相談などを実施すること。

(エ) 災害精神医療

災害拠点精神科病院の役割が担えるよう機能の充実を図るとともに、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣できる体制を確保すること。

(オ) 司法精神医療

医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。

(2) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

地域医療構想も踏まえ、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を図ること。

また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用に応じるとともに、地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施するなど、地域医療への支援に努めること。

イ 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。

(3) 医療従事者の確保、専門性の向上

医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。

(4) 医療に関する安全性の確保

安心・安全な医療を提供するため、各部門が連携し、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。

(5) 患者サービスの向上

患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。

また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。

(6) 施設設備の整備

施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備し、更新すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。

また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。

また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図るなど、地域医療従事者の育成を支援すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。

1 適切な法人運営を行うための体制の強化

事業活動における法令等の遵守など内部統制を着実に推進し、適切な業務運営を図ること。

2 効率的・効果的な業務運営

2 病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直して、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。

3 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。

また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、経営上の課題に適宜対応しながら、経営基盤の強化を図り、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の確保と育成

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、全ての職種において、必要な人員を計画的に確保し、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成に努めること。

また、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度及び評価に基づく給与制度の運用に努めること。

2 働きやすい職場環境づくり

多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、国の動向も踏まえ、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。

3 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。